

長浜市告示第103号

道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のように指定する。

平成19年4月1日

長浜市長 川島信也

振動規制法施行細則（昭和51年総理府令第58号）別表2備考第1項及び第2項の規定により、市長が定める道路交通振動の限度に係る区域及び時間を、次のとおり指定する。

1 区域

- (1) 第1種区域 平成19年長浜市告示101号（特定工場等において発生する振動の規制基準）に規定する第1種区域
- (2) 第2種区域 平成19年長浜市告示101号に規定する第2種区域（Ⅰ）及び第2種区域（Ⅱ）

2 時間

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。